

食品汚染物質の基準値の比較

注：コーデックスの GSCTFF (2016 年改訂版) に ML/GL が設定され、日本でも類似品目に規格基準値が設定されているものを記載

汚染物質	対象品目 (コーデックス ML/GL)	基準値	単位	対象品目 (日本の規格基準)	基準値	単位
かび毒						
総アフラトキシン (B1 + B2 + G1 + G2)	落花生 (加工用) * 直接消費用落花生は議論中	15	μg/kg	全食品	10	μg/kg
	アーモンド (直接消費用)	10	μg/kg			
	アーモンド (加工用)	15	μg/kg			
	ブラジルナッツ (直接消費用)	10	μg/kg			
	ブラジルナッツ (加工用)	15	μg/kg			
	ヘーゼルナッツ (直接消費用)	10	μg/kg			
	ヘーゼルナッツ (加工用)	15	μg/kg			
	ピスタチオ (直接消費用)	10	μg/kg			
	ピスタチオ (加工用)	15	μg/kg			
	乾燥イチジク (直接消費用)	10	μg/kg			

アフラトキシン M1	乳	0.5	μg/kg	乳	0.5	μg/kg
デオキシニバレノール (DON)	穀類を主原料とする乳幼児用食品	200	μg/kg	小麦	1.1	ppm
	小麦、トウモロコシ及び大麦を原料とするフラワー、ミール、セモリナ	1000	μg/kg			
	加工向け穀類（小麦、トウモロコシ、大麦）	2000	μg/kg			
パツリン	リンゴ果汁	50	μg/kg	清涼飲料水(りんごの搾汁及び搾汁された果汁のみを原料とするもの)	0.050 以下	ppm
金属						
ヒ素	ナチュラルミネラルウォーター	0.01	mg/kg	清涼飲料水(ミネラルウォーター類：殺菌・除菌無)	0.05 以下	mg/l
				清涼飲料水(ミネラルウォーター類：殺菌・除菌有)	0.05 以下	mg/l
				清涼飲料水 (ミネラルウォーター類以外のもの)	不検出	
				粉末清涼飲料	不検出	
カドミウム	精米	0.4	mg/kg	米(玄米及び精米)	0.4	ppm
	ナチュラルミネラルウォーター	0.003	mg/kg	清涼飲料水(ミネラルウォーター類：殺菌・除菌無)	0.003 以下	mg/l
				清涼飲料水(ミネラルウォーター類：殺菌・除菌有)	0.003 以下	mg/l

鉛	ナチュラルミネラルウォーター	0.01	mg/kg	清涼飲料水(ミネラルウォーター類：殺菌・除菌無)	0.05 以下	mg/l
				清涼飲料水(ミネラルウォーター類：殺菌・除菌有)	0.05 以下	mg/l
				清涼飲料水 (ミネラルウォーター類以外のもの)	不検出	
				粉末清涼飲料	不検出	
水銀	ナチュラルミネラルウォーター	0.001	mg/kg	清涼飲料水(ミネラルウォーター類：殺菌・除菌無)	0.005 以下	mg/l
				清涼飲料水(ミネラルウォーター類：殺菌・除菌有)	0.005 以下	mg/l
				魚介類：総水銀	0.4	ppm
メチル水銀 (Guideline Level)	大型魚	1	mg/kg	魚介類	0.3 (水銀として)	ppm
	その他の魚類	0.5	mg/kg			
スズ	缶詰飲料	150	mg/kg	清涼飲料水 (ミネラルウォーター類：殺菌・除菌有/金属製容器包装入りのもの)	150	ppm
				清涼飲料水 (ミネラルウォーター類：殺菌・除菌無/金属製容器包装入りのもの)	150	ppm

				清涼飲料水（ミネラルウォーター類 以外のもの/金属製容器包装入りの もの）	150	ppm
				粉末清涼飲料	150	ppm
放射性物質						
放射 性 物 質 (Guideline Level)	乳児用食品（Pu-238, Pu-239, Pu-240, Am-241）	1	Bq/kg	飲料水（ミネラルウォーター類、原料 に茶を含む清涼飲料水、飲用に供する 茶）：Cs-134 及び Cs-137	10	Bq/kg
	乳児用食品（Sr-90, Ru-106, I-129, I-131, U-235）	100	Bq/kg	牛乳：Cs-134 及び Cs-137	50	Bq/kg
	乳児用食品（S-35（*）, Co-60, Sr-89, Ru-103, Cs-134, Cs-137, Ce-144, Ir-192）	1000	Bq/kg	乳児用食品（乳児の飲食に供すること を目的として販売する食品）：Cs-134 及び Cs-137	50	Bq/kg
	乳児用食品（H-3(**), C-14, Tc-99）	10000	Bq/kg	一般食品（上記以外の食品）：Cs-134 及び Cs-137	100	Bq/kg
	その他の食品（Pu-238, Pu-239, Pu-240, Am-241）	10	Bq/kg			
	その他の食品（Sr-90, Ru-106, I-129, I-131, U-235）	100	Bq/kg			
	その他の食品（S-35（*）, Co-60, Sr-89, Ru-103, Cs-134, Cs-137, Ce-144, Ir-192）	1000	Bq/kg			

	その他の食品 (H-3(**), C-14, Tc-99)	10000	Bq/kg			
その他						
シアン化水素	ガリ (as free hydrocyanic acid)	2	mg/kg	輸入監視において、天然にシアン化合物を含有することが知られている食品及びその加工品(食品衛生法第 6 条違反として措置される濃度)	10	ppm
	キャッサバ粉(as total hydrocyanic acid)	10	mg/kg			